

技術提案課題及び技術提案書作成要領

1 技術提案を求める業務の基本条件及び技術提案課題

(1) 基本条件

「西蒲区役所新庁舎基本構想」による。

(2) 技術提案課題

課題 1 新庁舎における効果的な観光情報発信のための提案について

西蒲区では、豊かな自然や観光資源、歴史文化等の豊富な特色があります。そこで設計者として西蒲区の魅力を掘り起こす方法と、実際に現地を訪れるきっかけとなるような新庁舎における効果的な情報発信方法について提案してください。

課題 2 木材を取り入れた庁舎を実現するための提案について

本施設は地域産等の木材を極力取り入れた西蒲区らしい庁舎を目指しています。防災拠点としての位置づけや、イニシャル・ランニングを含めたトータルコストを抑えた中で計画を実現するための検討プロセスを提案してください。

課題 3 施設利用者のニーズ把握と設計へ反映するための提案について

本設計業務では、区民や職員など施設利用者のニーズを把握し、設計に反映する必要があります。これらを踏まえ、利用者のニーズの把握方法、それを設計で具現化する方法、そして施設利用者に共感を得ながら伝える方法について提案してください。

2 技術提案書作成要領

(1) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ・提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- ・視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。(表現の許容範囲については、別紙 1 参照。)
- ・技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容の評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- ・説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象とならない。
- ・視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、当該評価テーマに係る評価点から、その 1 / 2 を減点する。
- ・技術提案書の提出者（設計共同企業体の構成員、協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名（組織名）、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等）を記載してはならない。

(2) 提出物及び提出部数

技術提案書の提出日までに次の書類を提出してください。

① 次の書類については 8 部提出してください。

なお、書類の作成にあつては、次の順に左上 1 か所をホチキス止めとし、8 部のうち 1 部のみ「(様式 1) 技術提案書 (表紙)」に住所・会社名・代表者名・電話番号・E-mail アドレスを記載してください。

※ファイル綴じ等を行わないでください。

- (様式 1) 技術提案書 (表紙)
- (様式 2) 業務実施方針及び手法
- (様式 3 - 1) 技術提案課題 1 に対する提案
- (様式 3 - 2) 技術提案課題 2 に対する提案
- (様式 3 - 3) 技術提案課題 3 に対する提案

② 次の書類については 2 部提出してください。

なお、書類の作成にあつては、次の順に左上 1 か所をホチキス止めとしてください。

○（様式４）事務所の設計業務実績

※「事務所の設計業務実績」とは延床面積 200m²以上の新築・増築・改築であり、建築物の用途の類型（国土交通省告示第8号別添二）の第四号又は第十二号にあたる建築の設計とします。なお、該当がない場合は記入せず提出してください。以下、様式５・様式６についても同様です。

※官公需適格組合の担当事務所としての実績は含めないものとします。

○事務所の設計業務実績が確認できる資料の写し

※設計業務実績が確認できる資料とは、計画通知書、確認申請書、設計契約書、雑誌掲載記事等の写しとします。以下、様式５・様式６についても同様です。

○（様式５）管理技術者の設計業務実績

○管理技術者の設計業務実績が確認できる資料の写し

○（様式６）主任技術者（計画・意匠担当）の設計業務実績

○主任技術者（計画・意匠担当）の設計業務実績が確認できる資料の写し

○（様式７）業務実施体制表

○業務実施体制表に記載している資格が確認できる資格証の写し

○業務実績体制表に記載している管理技術者及び主任技術者に係る、公益財団法人建築技術教育普及センターを事務局とする建築 CPD 運営会議が発行する「建築 CPD 実績証明書」で、令和３年１２月から令和６年１１月までの認定時間が記載されているもの

(別紙1) 技術提案における視覚的表現の許容範囲

1 視覚的表現の基本的な考え方

プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、技術提案を評価し、「ひと」を選ぶものであり、技術提案書の提出者は、設計対象に対する発想・解決方法等の評価テーマに対する考え方を、文章にて明確に表現することが基本であるが、提案にあたり視覚的表現による補足が適当と考えられる内容については、その内容を表すのに相応しい適切なイメージ図等による表現を認める。

2 視覚的表現の許容範囲

次に掲げる視覚的表現は許容しない。

- ① 具体的な建物の設計又はこれに類する表現
- ② 詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現

【許容しない表現の例】

- ・ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、精巧・精密な透視図等
- ・ 大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現された平面イメージ
- ・ 高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現
- ・ 仕上げ材、家具、造作、設備機器等の詳細な形状、具体の寸法等の表現

ただし、①既存の建築物等の写真の使用、②増築、改修等の場合における当該建築物の既存図面を使用した表現、③導入するシステム、工法等のイメージを示すための限定的な詳細スケッチの使用は許容する。

なお、上記の許容しない表現に抵触しない範囲で、CAD、CG、BIM等のコンピュータによるツールを使用した表現及びカラーを用いた表現を許容する。

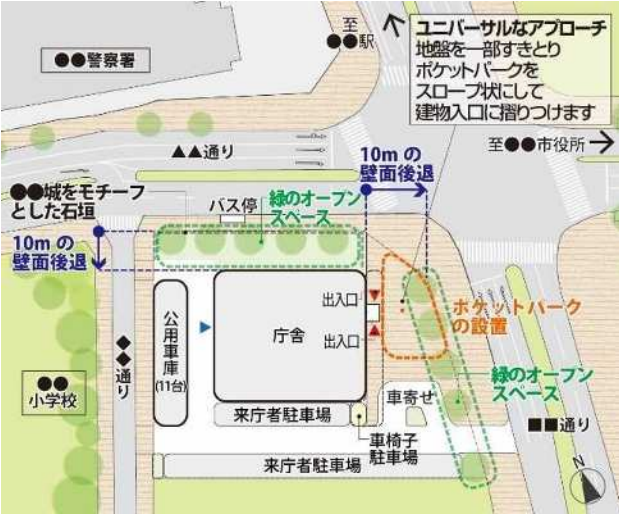
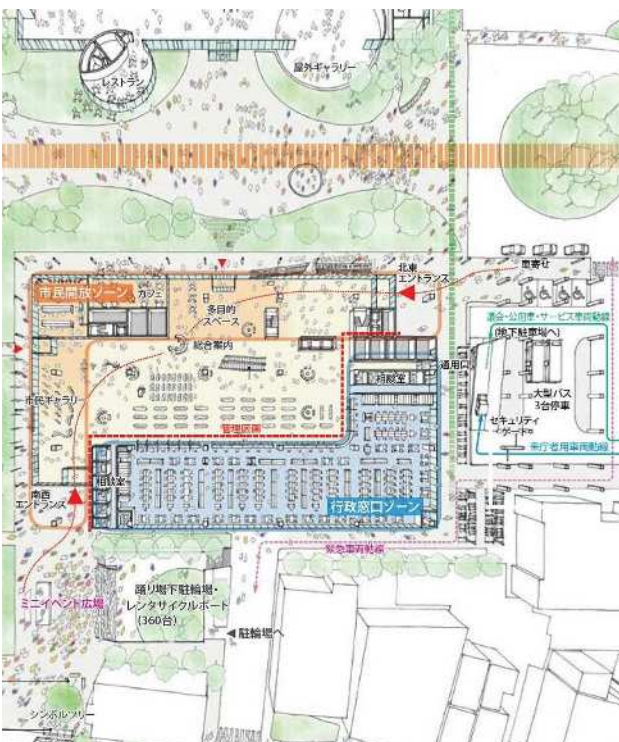
(1) 平面イメージ図

5

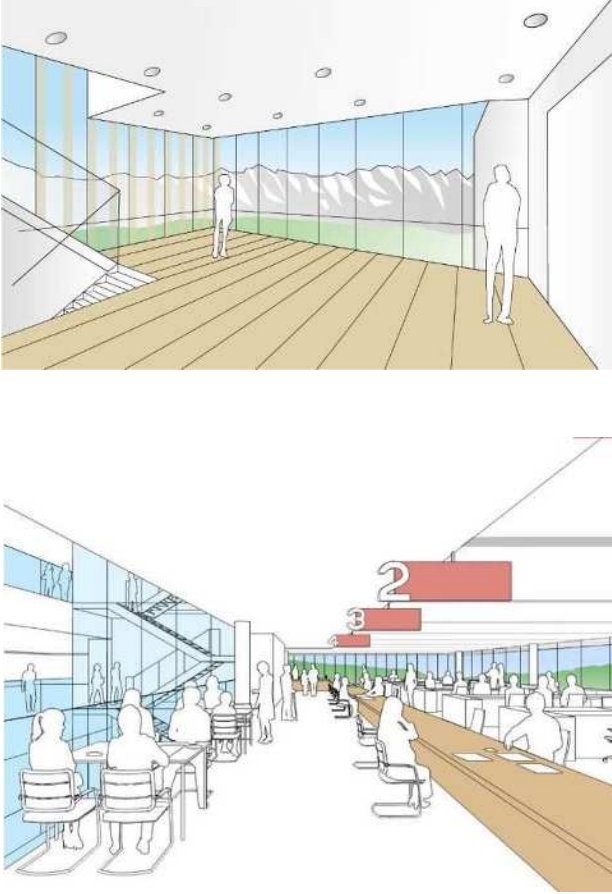
(2) 外観（立面・鳥瞰）イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてもよい。	簡易でないファサードの表現。例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現。

(3) 配置イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
  (注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)	 
敷地内の人や車の動線や建物の配置・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための配置イメージ図。一定の尺度で建物の形状が表現されていてよい。周辺地域が表現されていてよい。	建物部分の表現が「平面イメージ図」の許容されない表現に該当するもの。屋根材、舗装材等の細部が描き込まれたもの。

(4) 内観イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。	仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現。